

農地利用効率化等支援交付金

【令和6年度予算概算決定額 1,086(1,521)百万円】
(令和5年度補正予算額 2,300百万円の内数)

<対策のポイント>

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、目標地図に位置付けられた者が経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

目標地図に位置付けられた者が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、融資を受けて経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援します。

※ 広域に展開する農業法人等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入は、**補助上限額を引上げ**（先進的農業経営確立支援タイプ）

※ スマート農業、集約型農業経営、グリーン化について、優先枠を設けて支援

- ・スマート農業優先枠
ロボット技術・ICT機械等の導入（農業支援サービス事業体の取組も対象）
- ・集約型農業経営優先枠
中山間地域等での集約型農業に必要な機械等の導入
- ・グリーン化優先枠
「みどりの食料システム戦略」を踏まえた環境に配慮した営農に必要な機械等の導入

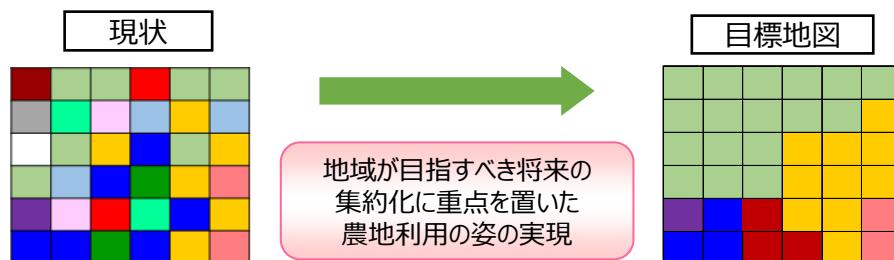
※ 助成対象者の経営改善の取組の実績及び目標、地域における農地集積の実績等に関するポイントにより採択

(令和5年度補正予算) 担い手確保・経営強化支援事業 2,300百万円の内数
担い手の経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援

<事業の流れ>



<事業イメージ>



地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現

助成対象者

将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者（事業実施年度内に目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む）

助成内容

経営改善の取組に必要な農業用機械・施設（事業費50万円以上）

補助率

事業費の3/10以内

補助上限額

300万円（経営面積の拡大（水田作で20ha以上等）等を目指す者については600万円に引上げ）
(先進的農業経営確立支援タイプ：
個人1,000万円、法人1,500万円)

（この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施）

[お問い合わせ先] 経営局経営政策課担い手総合対策室 (03-6744-2148)